

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、排気管のダクト製造工として、溶接作業及びダクト隅のコーナー部分をハンマーで折り畳む固定作業等に従事していた。

請求人によると、会社に入社して間もない頃から右手に痛みが出現し、湿布薬などを使用していたという。

請求人は平成○年○月○日、C病院に受診し「右示指屈筋腱腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、同年○月○日にはDクリニック、同年○月○日にはE病院に転医し通院による療養を継続した。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務に起因して発症したものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し本件疾病と診断されており、F医師の意見書による診断確定日（平成○年○月○日）に本件疾病を発症したものと判断する。また、本件の資料からは当該医療機関の受診前に本件疾病に係る受診歴は認められない。

なお、請求人から提出された療養補償給付たる療養の給付請求書には、本件疾病の発症年月日を平成○年○月○日と記載しているが、診断書等の医学的根拠は認められず、また、同請求書添付の会社の回答書には、会社が事業主証明ができない理由として、他の従業員からの聞き取り調査を行った上で本件疾病の発症の事実を確認できないとしていることからして、当該発症日については採用できない。

- (2) 請求人は、本来の溶接業務とは別に金槌を使用して鉄板を叩く業務を命じられ、右手に過度の負担を強いるような同業務に相当期間従事したことが原因で本件疾病を発症した旨主張している。
- (3) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務起因性の判断基準については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものと考えてるので、認定基準に照らし、以下検討する。
- (4) 「上肢等の負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月程度以上）従事した後に発症したものであること」について

請求人は、平成○年○月○日に会社に入社し、平成○年○月○日までの間は会社に在籍し、休業期間を除いて勤務していたことは会社作成の勤務記録表から確認できる。また、同僚Gは、平成○年○月○日から会社に入社し、請求人が右手に負担のかかる作業と主張するハンマーを使用しての配管ダクトの隅のコーナー部分の入れ込み作業（以下「コーナー入れ」という。）に従事していること及びコーナー入れには請求人を含む5名の社員が従事していることを申述していることから、請求人は会社に入社以降、休業期間を除き、コーナー入れの作業に従事していたことは認められる。

しかしながら、同僚Gは、請求人が最もコーナー入れの回数は少なかった旨も申述しており、H事務長は、請求人は、時期によってはコーナー入れの仕事をしてもらっていたが、位置付けは溶接工であり、コーナー入れの仕事を主体に担当しておらず、他のコーナー入れを担当する同僚と比較して業務量は少ない旨申述している。

これらの申述を裏付けるように、会社作成の「1日当たりのコーナー入れ数」と題する書面をみても、請求人は同僚5名の中で最も回数が少なく、平均的な同僚の回数132の約半数の66であることが認められる。1日当たり最もコーナー入れの回数の多い同僚は338回であり、これを1日（8時間労働）従事していた場合の回数として、請求人の1日当たりの当該作業に当たった労働時間を推計すると概ね1時間半に相当する。

したがって、請求人の会社での主たる業務がコーナー入れであったとは認め難く、上記要件には該当しないと判断する。

（5）本件疾病発症前に過重な業務に就労したことについて

請求人の本件疾病の症状確認日である平成○年○月○日以前の3か月間について、勤務記録表をみると、請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間休業しており、同日以降についても4日間の全日就労及び2日間の一部就労であることが確認できる。

したがって、請求人は本件疾病の発症前約4か月の間、ほとんど就労しておらず、明らかに上肢等に負担のかかる過重な業務に就労していたとは認められず、上記要件を満たしていない。

（6）本件疾病に関する医学的判断について

請求人の本件疾病と業務との医学的因果関係について、F医師は、「本件疾

病について、年齢的变化、過労によるものと考えられているが、日常生活レベルでも発症することがあるため、原因を特定することは難しい。」旨意見している。

また、I 医師は、「業務量および作業時間の調査により、過重な負荷を原因として本件疾病が発症したものとは判断し難い。」と意見している。

さらに、J 医師も、鑑定書において、作業負担による発症とは認められない旨意見している。

したがって、上記いずれの医師も本件疾病と請求人が行っていた上肢作業の間に医学上の関連性を認めていない。

(7) 以上のとおり、請求人に発症した本件疾病が業務上疾病と認められるためには上記の認定基準の要件をすべて満たさなければならないところ、いずれの要件にも該当せず、請求人の本件疾病は業務に起因して発症したものとは認められない。

なお、認定基準によれば、「一般に上肢障害は、業務から離れ、あるいは業務から離れないまでも適切な作業の指導・改善等を行い就業すれば、症状は軽快する。」とされており、この点からして請求人の本件請求には疑問が生じることが付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。